

草加市立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン

令和3年3月

草加市教育委員会

I はじめに

1 ガイドライン策定の経緯

これまで、学校における携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を踏まえて、原則持ち込み禁止としてきました。しかし、近年の自然災害や犯罪の発生等から携帯電話を登下校時の緊急の手段として活用することが期待されている状況を踏まえ、令和2年7月31日に改めて文部科学省初等中等教育局長から「学校における携帯電話の取扱い等について」が通知され、学校における携帯電話の取扱いや情報モラル教育の充実等についてこれまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るよう求められるとともに、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう教育委員会が基本的指導方針を定めて学校に対して示すよう明記されました。

草加市教育委員会では、この通知を受け、今般の社会状況や本市の現状等を整理し、草加市立小中学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」を示します。また、各学校においては、本ガイドラインを活用して、児童生徒や保護者及び地域と連携しつつ、携帯電話の取扱いや適切な使用に関する指導の充実等について、各学校の実情に応じて更なる取組の改善に努めます。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは、次のものをいいます。

- ① フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）
- ② スマートフォン
- ③ 子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）

2 本市においては、学校への携帯電話の持込みは、**原則禁止**です

昨今、児童生徒の登下校中における犯罪被害防止のため、学校は地域や関係機関等と連携し、児童生徒の安全確保に努めてきたところです。平成30年6月の登下校時間帯に発生した大阪府北部地震を発端として、近年の自然災害や犯罪の発生等を踏まえ、災害発生時の緊急連絡手段や犯罪の抑止力として、携帯電話の活用が検討されました。令和元年5月には文部科学省において「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」が立ち上げられ、様々な団体等とのヒアリングを通して「審議のまとめ」が公表されました。

携帯電話のGPS機能や通信機能は防災・防犯の観点から有効な場合もありますが、同時に、携帯電話を学校に持ち込む場合の情報モラルや携帯電話の管理など多くの課題があるのも事実です。本市においては、県と比較して携帯電話の所持率は高いものの、地域の見守り体制や教育力を生かした緊急時の協力体制を鑑み、これまでのとおり、学校への携帯電話の持込みは原則禁止とします。概要については、次のとおりです。

Ⅱ 携帯電話の取扱いに関する概要

- (1) 携帯電話は、児童生徒のネットトラブルの増加や授業専念の妨げが懸念され、学校における教育活動に直接必要でないものであることから、草加市立小中学校においては、学校への携帯電話の持込みを原則禁止とします。
- (2) 個別の状況に応じて、やむを得ない事情（※原則禁止の例外と認められる事情）があり、児童生徒の携帯電話の持込みが必要な場合は、保護者が学校に対して「申請書」及び「同意書」を提出し、許可を求めます。その際、申請書の提出をもって、持込みが許可されるわけではありません。

【申請の流れ】

1 在籍する学校に関係書類を提出

- ①携帯電話の取扱いに関する申請書
- ②携帯電話の取扱いに関する同意書



2 学校において、申請内容の検討 （場合により保護者との面談を実施）

- ① やむを得ない理由により、許可
- ② 許可に該当しないと判断し、不許可
- ※②の場合、同意書は返却します。



3 ①の場合、学校が許可書を作成



4 持込み当日 学校と登下校及び学校内での保管 と管理について確認

- (3) 中学校の部活動については、「教育課程外の活動」であり、学校ごとに統一することが難しいことから個別のやむを得ない事情に該当しません。
- (4) 持込みを認められた児童生徒及び保護者には、学校から「許可書」が届きます。持込みを認められた児童生徒及び保護者は、同意書のすべての内容を厳守してください。

※個別の状況に応じて、やむを得ない事情(例)

(例1) 区域外就学を申請しており、遠方から一人で通学している児童生徒

(例2) 人通りが少なく、助けを求めることができる民家や「こどもひなんじょ」の家等がない通学路を一人で通学している児童生徒

※本市では、災害時や不審者等の対応時には、学校から各家庭へ連絡が入る体制を整えています。現在までの登下校の対応で課題として挙がらない事情については、「やむを得ない事情」には該当しません。

Ⅲ 保護者の皆様へ

1 本ガイドラインは、児童生徒に携帯電話の所持を推奨するものではありません

子どもに携帯電話等を持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って保護者が判断することです。同時に、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いや管理、使用に伴う危険、トラブル等への対処を行うことが必要です。子どもとルールを確認し、保護者の責任のもとで守らせることが、安全確保や適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

2 保護者の責任について

携帯電話の学校への持込みは、原則禁止です。個別の事情に応じて、やむを得ない事情があり、学校に「申請書」及び「同意書」の提出後、学校から許可された場合は、以下のことを守ってください。

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯のためです。
- (2) 登下校中は、携帯電話は鞆の中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使いません。
- (3) 校内では、学校から指定された場所において、携帯電話の電源を切り、保管についての指示に従います。
- (4) 子どもが、学校の示したルールに従わなかった場合は、学校の指示に従います。保護者は、一時的または長期的に所持を制限する等したうえで責任をもって指導し、学校に報告します。
- (5) 保護者は、登下校における災害及び犯罪対応以外で子どもの携帯電話等への連絡はしません。
- (6) 適切な使用や管理について、ガイドラインの内容を遵守します。
- (7) フィルタリングや使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫やパスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐようにします。
- (8) インターネット上のいじめやトラブル、犯罪被害等があった場合の相談窓口や関係機関を確認します。
- (9) 申請については年度ごとにおこない、次年度継続をする場合は、その都度、申請書及び同意書を記入し、学校に提出します。
- (10) 破損や盗難、紛失、個人情報の漏洩等については保護者の責任とし、学校に一切の責任を求めません。

また、使用時間や時間帯、画像等や個人情報の投稿禁止等、携帯電話の適切な使い方や管理、責任について指導するとともに、子どもが自らを律することができるよう、各家庭で約束をしたり、ルールを作ったりしてください。

Ⅳ 児童生徒の皆さんへ

1 携帯電話の学校への持ち込みは禁止です

やむを得ない事情で、学校と保護者が許可した場合は、次のルールを守らなければなりません。

- (1) 登下校中は、携帯電話を必ずかばんの中に入れます。
- (2) 登校後、学校で決められた場所で携帯電話の電源を切り、保管します。
- (3) 緊急時は、学校から家庭に連絡を入れるため、校内では携帯電話を使うことはありません。また、緊急時の家庭からの連絡は、学校に入ります。

2 学校以外でも、次のことに注意して正しく使いましょう

【自分のことについて】

- (1) 家で使う時間や時間帯について、ルールを決めて使いましょう。
- (2) 自分や友達の写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名等）を誰かに送ったり、SNSにのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしで、ゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNSなど、インターネット上で知り合った人と会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることをしてはいけません。

【友達とのことについて】

- (1) どんな時でも、だれに対しても、SNSやメールに人の悪口やうわさなど、いじめにつながることを書きこんではいけません。写真や動画なども同じです。
- (2) SNSのグループでの仲間はずれなど、いじめをしてはいけません。
- (3) SNSやメールでは、返事が遅くなることがあるので、無理に友達に返事をさせてはいけません。
- (4) 友達に伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

【その他の注意点について】

- (1) 携帯電話を買ってもらうときには、なぜ必要なのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのか、使ってよいアプリは何かなどを、必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 必ずフィルタリングや使用制限をかけてもらいます。毎日の使い方や時間など、正しく使っているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を守るため、必ずパスワードをかけ、保護者に必ず伝えます。
- (4) 学校などで、携帯電話の良いところや注意するところなどを知り、携帯電話の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

V 教職員の皆様へ

1 校内での携帯電話の取扱いについて

教職員は、校内において携帯電話の取扱いに関するルールを守らせるため、次の点に留意します。

- (1) 学校は、児童生徒に対し、校内で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での管理は携帯電話の電源を切り、保管について学校の指示に従うよう指導をおこなう。
- (3) 児童生徒が学校の示したルールに従わない場合、学校は、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却したうえで、今後の携帯電話の取扱いについて保護者に伝える。また、保護者から家庭での指導内容について報告を受ける。
- (4) 許可書に記載する期間については、原則、年度ごとの期間とする。継続する児童生徒は、新たな年度に再度申請させる。

2 学校における情報モラル教育等の推進について

情報化社会がますます進展する中、携帯電話は児童生徒の生活に急速に普及してきました。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ、高額課金、盗撮、自画撮り被害等の犯罪被害が起きています。これらのことから、学校はすべての児童生徒に対して携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、さらにはより良い人間関係づくり等についての指導を進める必要があります。

学校においては、草加市立小中学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」及び本ガイドラインを基に、各学校の児童生徒や保護者及び地域と連携しつつ、携帯電話の取扱いや適切な使用に関する指導の充実を図っていきます。各学校の実態に応じて、次の点について、更なる取組の改善に努めることで、児童生徒が携帯電話を適切に取り扱い、健やかに成長できる環境をつくります。

- (1) **学校における情報モラル教育を推進します。**
- (2) **「ネット上のいじめ」等に関する取組を徹底します。**
- (3) **家庭や地域とともに、連携して取り組みます。**

学校への携帯電話の持ち込み禁止や使用制限を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」や違法行為、有害情報から守ることができません。情報モラル教育の充実とともに、「いじめ防止基本方針」を踏まえた「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組のさらなる徹底を進めます。そのためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取組も重要です。引き続き、地域ぐるみのルール作りや啓発に努めます。